

新潟県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「新潟県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、新潟県内の道路管理者が道路施設の点検や補修・更新等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、協力して老朽化対策の強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 道路施設の老朽化対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、新潟県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長、副会長は新潟県土木部道路管理課長、新潟市土木部土木総務課長、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

6. 会議には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 会議における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県土木部、新潟市土木部、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年6月11日から施行する。

平成27年	6月	3日	一部改正
平成28年	7月	29日	一部改正
平成29年	7月	19日	一部改正
令和元年	7月	19日	一部改正
令和3年	8月	5日	一部改正
令和4年	3月	18日	一部改正
令和4年	7月	28日	一部改正
令和6年	8月	7日	一部改正